

調達コードに係る通報受付窓口における受付及び処理の状況について

2021年12月31日時点

受付番号	受付日	通報内容	対応状況 [※]		備考
1	2018年4月2日	建設現場において発生した労働災害について、労働組合代表を入れた共同調査の実施を求める内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>通報者に対しては、当該建設現場における再発防止策の状況について説明している。</p>	概要については個票を参照
2	2018年4月2日	合板を製造しているマレーシアの木材加工工場において、労働組合活動に参加した労働者が不当に退職させられたという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事等で使用している製品に関するものではなく、また、現地裁判所にて係争中であったことから、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p>	概要については個票を参照
3	2018年10月16日	調達コードの4(3)②「差別・ハラスメントの禁止」に抵触していると考えられるという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、通報者に対して利用可能な他機関の窓口を紹介するとともに、当該機関に対しても適切な対応を働きかけ。</p>	概要については個票を参照
4	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事で使用している木材に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、関係機関と連携して確認できた点(指摘されている特定の伐採事業者は、大会施設向けに供給された木材のサプライチェーンに入っていないこと)について、通報者に対して可能な範囲で説明している。</p>	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における受付及び処理の状況について

2021年12月31日時点

受付番号	受付日	通報内容	対応状況 [※]		備考
5	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事で使用している木材に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、関係機関と連携して確認できた点（指摘されている特定の伐採事業者は、大会施設向けに供給された木材のサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して可能な範囲で説明している。</p>	概要については個票を参照
6	2019年3月26日	民間企業の商品に係る広告が誤解を招くと考えられるため、改善を求めるべきという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p>	概要については個票を参照
7	2019年4月3日	地方自治体が調達した商品に関する苦情について、製造企業の対応が十分でないという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p>	概要については個票を参照
8	2019年6月5日	電気機器製造企業のタイにある子会社の工場において、労働組合員が不法にロックアウトされるなど、労働者の権利が侵害されているという内容	対応終了	<p>当該工場で製造された電気機器について調達されていないことが確認され、また、現地裁判所にて係争中であったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、当該工場の親会社と面会し、現地の対応に関して説明を受けている。また、このことを通報者に伝えている。</p>	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における受付及び処理の状況について

2021年12月31日時点

受付番号	受付日	通報内容	対応状況※		備考
9	2019年8月26日	民間警備会社において、労働者が会社から退職を強要されたという内容	対応終了	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものでなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
10	2019年10月18日	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	対応終了	通報の指摘に対する事実関係の精査の結果、被通報者による調達コード不遵守の事実は確認されなかったこと、それを受けて通報処理のプロセスを終了することについて、通報者に通知した。	概要については個票を参照
11	2019年10月18日	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	対応終了	調達コード策定以前の契約のため、本通報受付窓口では対象とならないと判断。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会において、「安全衛生対策の基本方針」を策定し、その実施状況は同協議会で共有されている旨を通報者に紹介。また、労働安全衛生の重要性に鑑み、被通報者の建設会社に対して通報の内容を共有するとともに、当該工事における安全管理・労務管理の取組について確認し、その結果については通報者にも共有した。	概要については個票を参照
12	2020年6月24日	加工食品に使用されているパーム油の生産において、違法な農園開発や天然林破壊、土地権の侵害等の問題が起きているという内容	対応終了	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものでなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における受付及び処理の状況について

2021年12月31日時点

受付番号	受付日	通報内容	対応状況 [※]		備考
13	2021年4月23日	工場で発生した労災事故に関する損害賠償について、企業と団体交渉を行っているが、企業側が責任を認めようとするしないという内容	対応終了	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものでなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
14	2021年7月8日	違法な農園開発や天然林破壊、土地権の侵害等の問題が指摘されるパーム農園から調達された油が、加工食品の原料に使用された可能性があるという内容	対応終了	本通報は、8つのパーム油搾油工場等に関する指摘であったが、通報受付窓口の対応業務の期限まで時間が限られていたことから、対応の優先度を検討し、その中で優先度が高い3件を調査することとし、その旨通報者に共有した。 調査では、関連する農園について、パーム果実の流通経路や農園の開発状況等に関する確認を行った。 調査によって得られた情報を踏まえると、通報対象の商品に使用されたパーム油が調達コードの基準に違反していることを明確に証拠づける事実は認められなかった。 このため、通報処理のプロセスを終了することとし、その旨通報者に通知した。	概要については個票を参照
15	2021年8月5日	競技会場の業務に従事している事業者のスタッフから、不快な発言等によるハラスメント行為を受けたという内容	対応終了	この事業者は、本通報とは別に、通報者から直接連絡を受けており、8月中に通報者と面会し、謝罪と再発防止策の説明を行っていた。 組織委員会では、通報者に再度ヒアリングするとともに、この事業者に対して、大会業務に従事する社員向けにハラスメント防止対策を講じるよう求め、その実施について確認した。	概要については個票を参照
16	2021年9月13日	コンクリート型枠合板の原料となる木材を、豪州の森林から調達しており、伐採活動により絶滅危惧動物の生息地が破壊されている可能性があるという内容	対応終了	通報者や現地の森林管理組織、環境NGOに対してヒアリング等を行った。 調査によって得られた情報を踏まえると、調達コードの不遵守があるとは認められなかった。 このため、通報処理のプロセスを終了することとし、その旨通報者に通知した。	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における受付及び処理の状況について

2021年12月31日時点

受付番号	受付日	通報内容	対応状況※		備考
17	2021年11月30日	マレーシアを拠点とするパーム油製造企業(2社)の所有する農園において、強制労働、人身売買、性的虐待、児童労働などの問題があり、こうした農園のパーム油が大会で使われた可能性があるという内容	対応終了	<p>通報では、強制労働等の問題がある農園の名称等は示されており、パーム油製造企業が所有する農園が合わせて約300箇所になることや、多数の農園の油が混合されて流通することが一般的なパーム油の流通状況を踏まえると、本通報の指摘について、事実関係を検証するためには長い期間が必要になる。</p> <p>加えて、組織委員会は大会終了後に解散される時限的な組織であり、通報受付窓口の対応についても2021年末で終了すること、受領した通報についても、受領した時期や通報の内容によって、対応できない可能性があることをウェブサイトで公表していた。</p> <p>このため、通報受付窓口における処理手続きを実施することは困難と判断し、その旨通報者に通知した。</p>	概要については個票を参照
18	2021年11月30日	インドネシアの40以上のパーム農園が、必要な事業許可を得ていないなど違法に開発されており、こうした農園のパーム油が大会で使われた可能性があるという内容	対応終了	<p>多数の農園の油が混合されて流通することが一般的なパーム油の流通状況を踏まえると、本通報の指摘にある40以上の農園で生産されたパーム油と大会との関係について、事実関係を検証するためには長い期間が必要になる。</p> <p>加えて、組織委員会は大会終了後に解散される時限的な組織であり、通報受付窓口の対応についても2021年末で終了すること、受領した通報についても、受領した時期や通報の内容によって、対応できない可能性があることをウェブサイトで公表していた。</p> <p>このため、通報受付窓口における処理手続きを実施することは困難と判断し、その旨通報者に通知した。</p>	概要については個票を参照

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。